令和６年３月４日

居宅介護支援事業所　管理者　様

川西市福祉部介護保険課長

居宅介護支援事業者による介護予防支援に係る新規指定申請について（通知）

　平素は、本市の介護保険事業の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、令和６年度介護報酬改定に伴う、居宅介護支援事業者による介護予防支援に係る指定申請手続きにつきまして、下記の通りお知らせします。

記

１．提出書類

　別添「居宅介護支援及び介護予防支援の指定に係る添付書類一覧」をご参照ください。

※様式は川西市ホームページに掲載しております。なお、既に居宅介護支援の指定を受けている事業所については提出資料を一部省略しております。

〈掲載場所〉

トップページ > 暮らし・手続き > 福祉・介護・健康 > 介護保険・介護予防 > 介護保険 > 介護保険事業者向け　指定申請・変更届　様式集 > 地域密着型サービス・居宅介護支援　指定・変更届・加算　様式集【ページ番号1007485】

２．提出期限

①令和６年４月末までに指定を受ける場合：令和６年３月２２日（金）〈必着〉

※介護給付費算定に係る体制等に関する添付資料及び手数料納入通知書兼領収書（納付済）の写しを除く

（留意事項）

介護給付費算定に係る体制等に関する添付資料については厚生労働省から様式が提示された段階で提出していただく予定です。また、手数料納入通知書兼領収書に関しては令和６年３月下旬に発行する納付書にて審査事務手数料をお支払いの上、その写しをご提出ください。

②５月以降に指定を受ける場合

　指定を受ける日の前々月末日の開庁日（例：令和６年６月１日指定の場合、令和６年４月３０日）

３．審査事務手数料

　新規指定申請…１４，０００円（指定更新申請…７，０００円）

４．その他

　居宅介護支援事業者は介護予防支援の指定を受けることで「介護予防支援費」の算定が可能となります。

なお、「介護予防ケアマネジメント費」は算定することができないためご留意ください。（詳細は裏面参照）

お問い合わせ

川西市福祉部介護保険課　髙橋・新家

電　話：072-740-1149

メール：kawa0182@city.kawanishi.lg.jp

（留意事項）

**〇介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの請求ついて**

　　要支援者のケアプラン作成に係る請求は、「介護予防支援費」と「介護予防ケアマネジメント費」に分類されます。令和６年度の介護報酬改定に伴い、居宅介護支援事業者が指定を受けることができるのは「介護予防支援」のみであることから、以下のような場合においてはケアプランの作成及び請求事務にご留意くださいますようお願いいたします。

〈例〉要支援２の利用者について、居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所として担当した場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用月 | 利用サービス | 種別 | 市への届出 |
| ４月 | ・通所型サービス（総合事業）・介護予防福祉用具貸与（予防給付） | 介護予防支援 | 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書 |
| ５月 | ・通所型サービス（総合事業） | **介護予防ケアマネジメント** | 介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書 |
| ６月 | ・通所型サービス（総合事業）・介護予防福祉用具貸与（予防給付） | 介護予防支援 | 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書 |

このような場合、５月利用分は総合事業のみの利用のため、介護予防ケアマネジメントとなることから、地域包括支援センターが担当することとなります。よって、引き続きケアプランを作成する場合には、従前通り地域包括支援センターから再委託を受ける必要がありますのでご留意ください。（※事業対象者についても介護予防ケアマネジメントとなることから、地域包括支援センターが担当となる点にもご留意ください）